

日永浄化センターほか4 2 施設維持管理包括的民間委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

業務名 日永浄化センターほか4 2 施設維持管理包括的民間委託

業務場所 四日市市内一円

業務の目的 施設の維持管理業務（日永浄化センターの運転管理委託業務など）について、従来と同様の仕様書発注方式による雨水排水施設等の維持管理業務に加え、国土交通省が示すガイドラインにもとづく電気や薬品・燃料の調達、小修繕等を含めた性能発注方式による包括的民間委託を汚水処理施設等の維持管理業務へ導入する。効果として、維持管理における民間の創意工夫及びノウハウの活用による施設管理の効率化とサービスの向上を図る。

業務内容 別紙に示す施設の維持管理業務

業務期間 契約の日から令和9年3月31日 まで

ただし、契約の日より令和4年3月31日までは施設引継等の準備期間とする。

見積限度額 3, 945, 563, 751円（税込）

2. プロポーザル方式採用理由

プロポーザル方式は、事業者の技術力や企画力などにより業務成果やサービスに差が生じる業務に適用するものであり、業務成果やサービスについて自由に企画・提案してもらい、その中から優れた企画・提案能力のあるものを選ぶことにより、市民サービスの向上、施設管理の高度化となる幅広い提案が期待できる。

このようなことからプロポーザル方式を採用するものである。

3. 実施型式

広く公募して多くの募集者の中から最も適した事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、代表企業及び構成員から構成される参加グループによるものとし、代表企業及び構成員は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

- (1) 公告日において、四日市市入札参加資格者名簿（工事又は物品・業務委託のいずれか）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (4) 公告日から、当該案件の契約締結までの間、本市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (5) 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第2条第9号に規定する関係者でないもの。
- (6) 関係法令、規則等に違反していないこと。

- (7) 参加グループを構成する企業数は、代表企業を含む2社以上とする。
- (8) 参加グループの代表企業または構成員として、本件に参加する者については、他の参加グループの構成員としての参加は認めない。
- (9) 参加グループの代表企業は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定より登録されていること。
- (10) 参加グループの代表企業以外の構成員は、四日市市内に本店を有する企業とする。
- (11) 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たすものであること。

ア. 参加グループの代表企業は国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注する次の業務について、元請（単独又は共同企業体の代表）として行った同種業務の業務実績として、平成23年4月1日より令和3年4月1日までに、下記の要件を全て満たす運転管理業務^{注1}を、同一施設で2年以上受託した実績を有すること。なお、下記（ア）、（イ）は別々の施設の実績でも認める。ただし、共同企業体の代表者でない実績や、参加グループの代表者でない実績は認めない。

（ア）下水道法に規定する流域下水道又は公共下水道における終末処理場において、標準活性汚泥法またはそれと同等以上^{注2}の方式で水処理能力が、30,000 m³/日以上以上の運転管理業務^{注1}。ただし、水処理施設または汚泥処理施設のみ運転管理業務^{注1}は含まない。

（イ）雨水用又は合流式下水道用のポンプ場において、口径700mm以上でディーゼルエンジン駆動式のポンプ設備の運転管理業務^{注1}。なお、河川排水機場の実績でも認める。

イ. 参加グループの構成員は国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注する次の業務について、元請（単独又は共同企業体の代表）として行った同種業務の業務実績として、平成23年4月1日より令和3年4月1日までに、下記の要件のいずれかを満たす運転管理業務^{注1}を、同一施設で1年以上受託した実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者でない実績や、参加グループの代表者でない実績は認めない。

（ア）汚水処理施設で水処理能力が1施設として250m³/日以上以上の運転管理業務^{注1}を同一施設で1年以上受託した実績を有すること。

（イ）雨水用又は合流式下水道用のポンプ場施設における、口径150mm以上のポンプ設備の運転管理業務^{注1}を同一施設で1年以上受託した実績を有すること。

ウ. 業務期間の配置予定者として専任で業務総括責任者1名及び副総括責任者1名以上を配置すること。なお、配置予定者は下記の要件を満たし、直接的かつ恒常的（3ヵ月以上）な雇用関係にある者に限る。

（ア）業務総括責任者の要件（代表企業から選任すること）

a. 下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者。

b. 次の全ての業務経験を有する者。

(a) 下水道法に規定する流域下水道又は公共下水道における終末処理施設において、標準活性汚泥法またはそれと同等以上^{注2}の方式で水処理能力が、30,000 m³/日以上以上の運転管理業務^{注1}の業務総括責任者または副総括責任者として、2年以上の経験を有すること。ただし、水処理施設または汚泥処理施設のみ運転管理業務^{注1}は含まない。

(b) 雨水用又は合流式下水道用のポンプ場において、口径700mm以上でディーゼルエンジン駆動式のポンプ設備を有するポンプ場の運転管理業務^{注1}として、

2年以上の経験を有すること。なお、河川排水機場の実績でも認める。

(イ) 副総括責任者の要件

- a. 下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者。
- b. 次の全ての業務経験を有する者。ただし、次のいずれかの業務経験しかない場合は、該当する業務経験者を副総括責任者として複数人配置すること。
 - (a) 下水道法に規定する流域下水道又は公共下水道における終末処理施設において、標準活性汚泥法またはそれと同等以上^{注2}の方式で水処理能力が、30,000 m³/日以上^{注1}の運転管理業務^{注1}の業務総括責任者または副総括責任者として、1年以上の経験を有すること。ただし、水処理施設または汚泥処理施設^{注1}のみの運転管理業務^{注1}は含まない。
 - (b) 雨水用又は合流式下水道用のポンプ場において、口径700mm以上でディーゼルエンジン駆動式のポンプ設備を有するポンプ場の運転管理業務^{注1}として、1年以上の経験を有すること。なお、河川排水機場の実績でも認める。

注1：運転管理業務とは、日常において処理施設の運転操作、保守点検等の業務とする。ただし、次の業務は除く。

- ・単なる施設内の清掃、汚泥等の運搬、各設備、機器の定期点検及び修繕。
- ・施設の運転操作、保守点検、運転状況の記録等の業務であっても、実質的な責任を担うとはいえない補助的な業務。

注2：標準活性汚泥法またはそれと同等以上とは、以下の方法を指す、

- ・オキシデーションディッチ法、長時間エアレーション法、回分式活性汚泥法、酸素活性汚泥法、好気性ろ床法、接触酸化法、循環式硝化脱窒法、硝化内生脱窒法、ステップ流入式多段硝化脱窒法、高度処理オキシデーションディッチ法、嫌気好気活性汚泥法、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法。

5. 募集方法について

四日市市上下水道局のホームページ上で、実施要領、企画提案書作成要領、特記仕様書等を公表する。

6. 日程について

日程	内容
令和3年 7月26日(月)	参加者募集の公告、実施要領等の公表
令和3年 8月24日(火)	公告内容等に関する質問受付期限
令和3年 9月 9日(木)	公告内容等に関する質問回答期限
令和3年 9月23日(木)	参加表明書及び参加資格確認書類の提出期限
令和3年 9月30日(木)	参加資格確認結果の通知
令和3年10月19日(火)	技術提案書類の受付期限
令和3年11月 中旬頃	第一次審査
令和3年12月 月上旬頃	第二次審査
令和3年12月 中旬頃	業者選定結果の公表及び通知
令和3年12月 下旬頃	契約の締結

※応募が3社以下の場合、第一次審査と第二次審査を合わせて行う。審査日程の変更は、対象者にのみ通知する。

※説明会は開催しない。

7. 質疑・回答について

質問は、原則電子メール（様式1 Word形式）により受け付ける。回答は電子メールにより、全ての質疑回答を全応募者に対して通知する。

8. 参加申込・資格審査について

様式2「参加意向申出書」及び添付書類（様式2の2「委任状」、様式3「会社概要書及び業務経歴書」、様式4「配置予定技術者調書」、自由様式「参加グループ協定書の写し」）を提出期限までに持参し提出する。（分割提出は認めない。）参加資格審査結果は、各応募者へ様式5「参加資格審査結果通知書」にて郵送及び電子メールにより通知する。

9. 企画提案書の提出について

企画提案書は「企画提案書作成要領」（別紙参照）を参照の上、一括して提出期限までに持参し10部（正副の区別なし）提出する。（分割提出は認めない。）

10. 書類提出方法について

参加意向申出書、企画提案書とも、

〒510-0076 四日市市堀木1丁目3番18号 四日市市上下水道局3階 技術部 施設課
に持参する。

書類は期限当日の午後5時までに提出すること。

11. 審査について

日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託プロポーザル審査委員会にて、「審査要項」（別紙参照）により審査を行う。

12. 審査結果の通知について

（1）第一次審査：各応募者へ様式9「プロポーザル審査結果通知書（第一次）」にて郵送及び電子メールにより通知する。第二次審査の対象となった応募者には第二次審査の日時等を添付する。第二次審査の対象とならなかった応募者（4位以降）には以下の内容を添付する。

○通知相手先の点数

○第3位の点数

（2）第二次審査：第二次審査参加者へ様式9「プロポーザル審査結果通知書（第二次）」にて以下の内容を添付し郵送及び電子メールにより通知する。

○通知相手先の順位と総合点数

○候補者の名称と総合点数

○他の参加者の総合点数（名称は伏せる）

13. 提出書類の取り扱いについて

（1）提出書類は応募者へ返還しない。

（2）提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

14. 情報公開及び提供について

- ・情報公開：四日市市上下水道局ホームページに以下の情報を掲載する。
 - 候補者決定前：実施要領、企画提案書作成要領、審査要項、特記仕様書等
 - 候補者決定後：応募者名、決定された候補者名

15. 問い合わせ先について

四日市市上下水道局 技術部 施設課

TEL:059-354-8220/FAX:059-354-8358

電子メール shisetsu@city.yokkaichi.mie.jp (送受信を電話で確認すること)

16. その他

- (1) 必要経費の負担：プロポーザルに要する経費は応募者の負担とする。
- (2) 辞退の取扱い：応募を取り下げの場合は速やかに様式8「辞退届」を提出し、その旨連絡すること。辞退により不都合な取扱いはしない。
- (3) 失格事項：次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - 定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合。
 - 提出内容に虚偽がある場合。
 - 応募者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合。
- (4) 審査結果の開示希望：審査結果について開示を希望する応募者は、通知書に記載された期日までにその旨を記載した書面を提出すること。なお、開示情報は応募者の点数内訳のみとする。
- (5) 現地確認の希望：現地確認を希望する応募者は、「15. 問い合わせ先」へ第二次審査日までに連絡すること。担当課にて日程調整を行い、現地確認の日時を伝えるので、担当課の指示に従い現地確認を行うこと。

17. 候補者決定までの流れについて

公募型プロポーザル方式フロー図

